

令和2年4月10日

保護者様

京都市立鏡山小学校  
校長 高嶋 登  
(電話 581-2183)

## 臨時休業期間中の登校日等への対応について（登校日中止等）

平素から、本市教育にご理解とご支援をいただきお礼申し上げます。

さて、本校では本日から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業とし、4月8日付けの「学校だより」でご案内したとおり、臨時休業期間中に登校日を設定していたところです。

こうした中、本日、京都市長・京都府知事が共同記者会見を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の指定地域に京都府を指定するよう国に対する要請が行われました。これは、京都府内では、新規感染者数が前週の1.8倍になったほか、人口1万人当たりの患者数は全国で5番目となっており、特に、この1週間で、感染経路不明の患者数が9人から30人に大幅に増加するなど、既に、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあることからのものです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、臨時休業期間中「登校日」について「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更する方針が示されました。

これを受け、本校でも下記のとおり対応することとしますので、お知らせします。

記

### （1）登校日について

5月6日までの臨時休業期間中、実施することとしていた「登校日」については中止し、「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更します。

＜登校日予定日＞

たいよう・1・4・6年	4月13日・20日・27日（月）	→中止
2・3・5年	4月14日・21日・28日（火）	→中止

### （2）特例預かりの実施について

「特例預かり」は、既にお知らせしている予定どおり実施いたしますが、緊急事態宣言地域への指定の要請の趣旨を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をいただきますようお願いいたします。なお、登校日が中止となり集団登校はなくなりましたので、「特例預かり」についてはできる限り保護者や大人の方の送り迎えにご協力ください（1年生は必ず大人の方が登下校に随行してください）。

### （3）臨時休業期間中の児童生徒等への健康観察等について

ア 子どもたちの生活・健康面や学習面での状況確認の重要性を踏まえ、1週間に1回程度、家庭訪問や電話等で、確認・指導を行います。よって、4月8日にお配りした例年の定期家庭訪問にあたる、4月24日（金）～5月1日（金）の「家庭訪問・学校での面談・電話での連絡」は中止させていただきますのでご了承ください。（この期間も子どもたちへの家庭訪問や電話等での確認・指導は継続します。）また、臨時休業期間中に別途お子さまについて担任とゆっくりとお話ししたいという要望等があれば学校までお知らせください。

各ご家庭への家庭訪問等に当たっては、事前に各ご家庭に御連絡させていただきます。また、学習課題の提示方法についても、ご連絡させていただきます。

イ 臨時休業期間中の家庭訪問については、多くの子どもたちを訪問し、子どもたちの様子を把握することを目的に実施しますので、保護者様が不在の日の時間帯になることが多くなることを、ご理解いただきますようお願いいたします。

ウ 家庭訪問は、マスク着用等、感染拡大防止対策行って実施させていただきます。